4

議案第７８号

安中市行政手続条例の一部を改正する条例について

安中市行政手続条例を次のように改正する。

令和８年１１月２７日提出

安中市長　岩　井　　均

安中市行政手続条例の一部を改正する条例

安中市行政手続条例（平成１８年安中市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第１５条第３項中「その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の１項を加える。

４　前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第１６条第１項中「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に改める。

第２２条第３項中「第１５条第３項」及び「同条第３項」の次に「及び第４項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から２週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第２９条中「第３項及び」の次に「第４項並びに」を加え、「「同項第３号」を「同条第４項中「第１項第３号」に、「同条第３号」を「第２８条第３号」に、「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に、「第１５条第３項後段」を「第１５条第４項後段」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の安中市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第１５条第３項及び第４項（これらの規定を新条例第２２条第３項（新条例第

２５条後段において準用する場合を含む。）及び第２９条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以降にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。